

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針の変更内容の概要

1

重点措置の終了・期間の延長

項目	対象区域	期間
終了	福島県、新潟県、長野県、三重県 和歌山県、岡山県、広島県、高知県 福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県 鹿児島県	～3月6日まで
期間の 延長	北海道 、青森県、茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都 神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県 愛知県、京都府、大阪府、兵庫県 香川県、熊本県	3月7日～21日 (15日間)

対処方針の主な変更点

項目	内容
水際対策の緩和	<ul style="list-style-type: none">令和4年3月14日より、水際対策を緩和 <p>入国者 総数の 上限</p> <p>1日当たり 5, 000人目途 ⇒ 7, 000人目途に引き上げ</p>
	<p>留学生 の受入 促進</p> <p>「留学生円滑入国スキーム」を設け、留学生の受け入れを優先的かつ着実に実施</p>